

平成16年第5回教育委員会記録

平成16年4月14日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成16年4月14日(水)午後2時00分～午後2時55分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 大藏 雄之助
職務代理者
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ
教育長 納富 善朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐藤 博継 庶務課長 和田 義広
学校運営課長 馬場 誠一 学務課長 井口 順司
施設課長 吉田 順之 指導室長 松岡 敬明
中央図書館長 倉田 征壽
社会教育 武笠 茂 中央図書館長 清水 文男
課長
事務局職員 法規担当係長 石井 康宏 担当書記 佐藤 守

傍聴者数 5名

会議に付した事件

(議案)

議案第28号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

議案第29号 杉並区立科学館処務規則の一部を改正する規則

議案第30号 杉並区立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則

議案第31号 杉並区立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程

(報告事項)

- (1) 平成16年度児童・生徒数・学級数調査について
- (2) 平成16年度南伊豆健康学園入園児童数について
- (3) 学校希望制度に関するアンケートについて
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧

- (5) 青少年委員委嘱について
- (6) 杉並区立図書館の特別整理に伴う臨時休館について

目 次

会議録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案審議

- 議案第28号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び
補助執行に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 4
- 議案第29号 杉並区立科学館処務規則の一部を改正する規則・・・・ 4
- 議案第30号 杉並区立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則・・・・ 5
- 議案第31号 杉並区立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育
に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正
する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

報告事項

- (1) 平成16年度児童・生徒数・学級数調査について・・・・・・ 7
- (2) 平成16年度南伊豆健康学園入園児童数について・・・・・・ 8
- (3) 学校希望制度に関するアンケートについて・・・・・・・・・・ 8
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧・・・・・・・・ 12
- (5) 青少年委員委嘱について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (6) 杉並区立図書館の特別整理に伴う臨時休館について・・・・ 13

委員長 ただいまから、第5回教育委員会定例会を開催いたします。皆様方ご多忙のところをありがとうございます。よろしくお願いいたします。本日の議事録の署名委員は宮坂委員にお願いいたします。本日の議事日程はご案内のとおり、議案が4件、報告事項が6件となっております。最初に議案の審議に入ります。

日程第1、議案第28号「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。庶務課長より説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第28号「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」について説明いたします。改正の理由ですが、教育公務員特例法の一部改正に伴い、同法を引用する条文の整備を図る必要があるため行うものです。改正の概要ですが、3枚目の新旧対照表をご覧ください。下段が旧規則、上段が新規則となっております。第2条ですが、イは特例法第19条、研修についての規定ですが、第19条から第21条に改める。ロは初任者研修の規定で、現在第20条になっておりますが、第23条に改めることについてです。ハは第20条、10年目研修についての規定ですが、これを第24条に改めることに伴って規定の改正を行うものです。第2条の第2項6号についても同じ条文の条数の改正です。施行期日は公布の日からとなっております。以上です。

委員長 ご意見、ご質問があればお願いいたします。教育公務員特例法の一部改正に伴ってですが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、原案どおり可決させていただきます。

次に日程第2、議案第29号「杉並区立科学館処務規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。同じく、庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第29号「杉並区立科学館処務規則の一部を改正する規則」について説明いたします。改正の理由、概要ですが、3枚目の新旧対照表で、第3条は所長を館長に改め、第2項で物理指導担当係長を置くこととし、第4条第3項でその所掌事務を定めたものです。施行は公布の日からです。以上です。

委員長 ご意見、ご質問があればお願いいたします。

大蔵委員 特定の事務を処理するという「特定の事務」とは何ですか。

庶務課長 科学館の事務の中で天文に関する部分です。非常勤職員3名のチームがスタッフとして、天文に関する業務に携わるということです。

大蔵委員 天文担当係長として置くわけですか。

庶務課長 資格が物理指導ということで、そういった規定になります。

委員長 小柴先生のことなどを含んだ話ですか。

庶務課長 全体の中で、そういった部分も関わってきます。

委員長 他になければ、原案どおりで可決してよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、原案どおり可決させていただきます。

次に日程第3、議案第30号「杉並区立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。庶務課長より説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第30号「杉並区立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則」について説明いたします。改正の理由、概要ですが、3枚目の新旧対照表をご覧ください。第3条の項ですが、郷土博物館に事業企画担当係長を設けることとし、第3条第2項でその設置について、第4条第3項でその所掌事務について定めるものです。施行期日は公布の日からです。以上です。

委員長 ご意見、ご質問があればお願いいたします。

大蔵委員 これについても「特定の事務」とありますが、何ですか。

社会教育スポーツ課長 展示事業の企画に関すること、調査研究、資料の収集・保管に関する事務を処理することにしています。

大蔵委員 科学館の場合もこの場合も、どちらも1人ずつ係長が増えることにはなりますが、定員が増えなくて、中から1人昇格して係長になるということですか。係長にしなければならない理由というのは何かあるのですか。

庶務課長 係長については主査という形で昇格があり、その上で人事の配置で昇格ということになりました。それと併せて業務を行うということで、そのような組織を設けたことに伴うものです。

大蔵委員 従来からその仕事はあったわけですから、やっていたわけですね。

庶務課長 おっしゃるとおりです。定数についても変動があります。

教育長 これは行政組織の扱いの話が前提にあるのです。課長級も職員を持ち、組織を持っている方と、担当課長、これは組織を持っていない独任制の課長です。ここで係長級の人、次長は組織を持っており、所属職員に対する指揮監督ができるのです。担当係長というのは、基本的に職員を持っていませんから、自分で仕事をする。区長部局も教育委員会も組織上、概括的に、特定の事務を処理するという、このような表示にしています。つまり、職員に対する服務監督や指揮命令といった権限がない係長を担当係長という表示にしており、すべての事務については「特定の事務を処理する」という書き方をしておりますが、特定の事務内容はそれぞれ違うのです。

大蔵委員 要するにスタッフですね。スタッフ係長ですね。

教育長 そうです。元々スタッフだったのですが、独任制の内容のスタッフになって、特定の予算執行権限を持っているという扱いなので、特定の事務処理をする。次長は組織を持つ、職員を持ち督励するものであり、事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する館長。その館長の命を受け、科学館の事務を処理する。その違いです。

大蔵委員 私がいちばん聞きたいのは、ある年限がきて昇格をさせたい人がいるから、そのために係長にするのか、係長というポストにしないと、この業務がスムーズに進行しないためなのか、ということです。従来から仕事はしているわけですから、なぜ、わざわざ両方の館で係長ができるのかということなのです。

教育長 係と組織の問題は、標準的には大体5人ぐらいの職員を抱えて事務処理をするわけですが、場合によっては、大変密度の濃い仕事をする、あるいは分量の多い仕事をする場合があります。係長だけで指揮監督しながら係の者だけではできない場合もあります。係の中にその一部を担当する、特定の事務を担当する係長職を置いて、それを分任するというやり方を今しています。ポストを維持する、ある職員に年限がきたら、その人を係長にするための施策では基本的にはないのです。仕事があるところに人を置き、それを分任する。分任するときに、係長は係員に対する指揮監督をしますが、分任している担当係長は特定の事務を処理します。係の中の1つの事務要素を分担する役割を果たすという違いがあります。

大蔵委員 大変よくわかりましたが、科学館と社会教育のほうでの郷土博物館の両方が、同じように1人ずつ係長が増えることになるので、私の感じからすると、非常にバランス感覚でやっている。どちらも特定業務が密度が高いので担当係長を置かなければならないということよりも、両方のバランスを取っているという印象です。

教育長 これまでは係長級がいて、そこに主査いるという係だったんでしょう。

庶務課長 これまで科学館には主査を置くことができるということで主査が置かれていたのですが、いま教育長からもあったとおり、今回そういった事業の必要性があるということで、担当係長という制度がありますから、任用と制度の改正をしたのです。

教育長 スタッフにそのような人がいたので、その人に対する組織的な位置づけをきちんとしたということです。

委員長 よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 原案どおり可決いたします。

次に日程第4、議案第31号「杉並区立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程」を上程し、審議させていただきます。庶務課長、

よろしくお願いいたします。

庶務課長 議案第 31 号「杉並区立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程」について説明いたします。3 枚目の第 3 条は兼職及び他の事業等の従事について規定してある下段の旧規程ですが、第 21 条が第 17 条に、教育公務員法が改められたことに伴い、規定の整備を行うものです。施行期日は公布の日となっています。

委員長 ご意見、ご質問があればお願いいたします。これは問題ないと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 原案どおり可決いたします。ありがとうございました。引き続き、報告事項に入ります。

まず、学務課長関連は「平成 16 年度児童・生徒数、学級数調査について」、「平成 16 年度南伊豆健康学園入園児童数について」、「学校希望制度に関するアンケートについて」とあります。説明は 3 件一緒にお願いいたします。

学務課長 初めに「児童・生徒数、学級数調査」ですが、資料の数字等が読みづらくて申し訳ありません。4 月当初の児童・生徒数及び学級数について、平成 16 年度分がまとまりましたので報告いたします。全体的な話としては、真ん中の大きく括られている表にまとまっていますが、*の 2 番目に「在籍児童・生徒数について」というものがあります。(1)には普通学級が書いてありますが、小・中合わせて 2 万 3,527 名で、マイナス 247 名となります。このところ、児童・生徒数は減少傾向が続いておりますが、今年度についても同様の傾向の中で 240 名ほどの減少がありました。心障学級については小・中合わせて 212 名で、11 名の増となっております。

(2)の済美養護学校は小・中合わせて 68 名、8 名の減となります。普通学級、心障学級、養護学校をトータルすると、2 万 3,807 名となり、合計では前年比で 244 名の減となります。学級数についても同様の傾向がありますが、いちばん下のトータルで申し上げますと、小・中合わせでの学級数は 819 で、前年に比べ 11 学級減っております。一例としていくつか述べると、1 クラス当たりの児童・生徒数についてですが、児童・生徒数を学級数で単純に割ると、1 クラス当たり 31.4 人という数値が出されます。

大規模校は、小学校では浜田山小、中学校では高井戸中がありますが、浜田山小は今年度 883 名 25 学級で、児童数は 15 名の減、学級数については変わりません。高井戸中は 524 名ということで、学級数は変わりませんが、6 名の増となっております。

小規模校としては、昨年までは永福南小が 157 名でいちばん少なかったのですが、今年度は若杉小が 147 名ということでいちばん少なくなっております。以下、永福南小が 149 名で、2 名違いでそのような順となっております。この 2 校については、1 年生から 6 年生までのすべてが単

学級です。併せて、単学級ということで申し上げますと、今年度は 13 校に 38 の単学級があるという状況で、前年に比べて 2 学級増えております。

昨年に比べ増減が多かった学校としては、小学校では桃井第三小が 34 名の増、大宮小で 35 名の減となっています。中学校では天沼中が 47 名増、中瀬中が 96 名減、井草中が 48 名減、和泉中が 51 名減といったところが増減の幅としては大きくなっておりまして、中瀬中と井草中についてはトータルでは 2 クラス減っているという状況があります。児童・生徒数、学級数に関する報告は以上です。

引き続き「南伊豆健康学園の入園児童数について」ですが、資料に記載のとおり、今年度当初は合計 40 名で、そのうち 27 名が継続です。特に、平成 15 年度は年度途中に入園した児童が多かったこともあり、継続の児童が 27 名と多く、新たに入った児童数は 13 名です。病類別の児童数ですが、前年に比べると、虚弱児童が 3 名増えていること、偏食児童が 5 名増えているといったところが特徴です。今後も保護者の方々の状況に応じて、判定会議等を開いた上で、年度途中においても必要な児童については受入れをしていきたいと考えています。

最後に、3 点目の学校希望制度のアンケート調査についてです。学校希望制度については、平成 16 年度の入学をもって 3 回実施いたしました。そのような中で、児童・生徒の保護者へのアンケートについては、この間 3 回実施していますが、今回初めて学校長へのアンケート調査を昨年秋に行いました。その結果も併せて報告いたします。アンケートの資料は全部で 3 件で、3 つに分けて綴じてあります。資料は学校長へのアンケート、保護者アンケート、そして保護者へのアンケートの自由意見欄のまとめということになっております。

学校長アンケートは、1 番目で制度に対する全般的な意見がまとめられてあり、「よい」「課題がある」「よくない」ということで、いただいた意見を整理いたしました。68 校すべてを 1 校 1 校分けたということではなく、複数の意見があったものについては複数回答ということで集計しております。その中で、「よいと思う」、あるいは「課題があると思う」という意見が多くありまして、「よくない」というのは小・中合わせて 9 件、10% に留まったということです。肯定的に捉えている一方で、いまのままでは必ずしも良くないという課題認識を持っているといったところかと思えます。

2 番目の在校児童・生徒の反応ですが、小・中ともに「特にこれといった反応はない」というのがかなりの数を占めています。

2 ページの 3 番目の教員全般については、「どちらかという好意的」「どちらかという批判的」という意見が多く、その中でも批判的な意見のほうが教員の中ではあるという状況です。

4 番目として、学校希望制度が開始されてから、それぞれの学校の取組みについて地域の方々

から理解されているかについては、概ね理解されているだろうという意見が多くあります。

以下、特色ある開かれた学校について、現在、特に力を入れている授業、それぞれの学校の3年間の希望申請の人数の推移についてどのように受け止めているか。もちろん、こちらのほうは数字は明らかになっているわけですが、そのような中でどのように受け止めているかという資料。さらに、今年の増減についてどんなことが推測されるかといったところでまとめています。説明は省略させていただきます。

次は5ページの です。 で今年度の希望申請の「出」と「入」の差が大きい学校についてどう思うかを聞いて、 で今後の貴校への影響をどのように受け止めるかについて聞いております。公立中学校への進学がより減るなど、心配される意見や否定的な意見等もありますが、いちばん終わりにあるように、学期制、移動教室、学力テスト等の特色が顕著になれば、どの学校も増加に転じるだろう、あるいは、魅力ある学校づくりの工夫といった前向きな取組みをしていけば、より良くなっていくのではないかといった意見も受けているところです。

5ページの終わりから6ページにかけて、学校希望制度の中で、希望できる範囲についての質問の集計をしております。学校希望制度は9月に申請を受け付けており、例えば10月以降に転入されたお子さんたちについて、希望制度を取れないかという意見、それから、新入学後の年度途中で杉並区に転入されている方々にも学校希望制度が選択できないかという意見も多々いただいております。そのような中で、これについても改めて調査しているところです。

6ページの の「新入学の転入者」については、学校希望申請の申請期間以後も何らかの対応が必要ではないかといった肯定的な意見が多くあります。 の「在学年の転入者」については、小学校では賛成という意見も高いのですが、中学校では、むしろ現状維持がいいのではないかという意見が74%と高い傾向が表れております。この点が小学校と中学校で意見が分かれたところ です。

保護者のアンケートについては、すでに3回目となります。ポイントとして言いますと、3ページですが、どのような基準から希望した学校を選んだかについては、中学校は「自宅からの距離、通学の安全」がいちばん高く、小学校では「子どもや親の友人関係」が1位となっており、このような点が小・中の違いとして表れております。いずれにしても、このような理由が希望した理由として高いという状況があります。

5ページ目に、保護者の配慮についての質問がありますが、これは今年度、新たに設問として入れたものです。希望した学校への通学の安全確保のために、どのような配慮が必要と考えるかに対して、保護者の配慮、教育委員会や学校の配慮すべき課題ということで設問を2つつくりました。保護者の配慮については、小学校では児童に交通ルールを指導するというのがいちばん高

く、中学校では安全な道路の確認といったことがいちばん多くありました。教育委員会、学校の配慮としては、小学校では複数名での登下校の推進、中学校では親への情報提供といったものが多く、小・中それぞれ若干の違いがありました。

6ページ目には、学校見学や行事にどのくらい参加したかが表されています。Q6のベスト3ということで小学校、中学校それぞれが書いてありますが、特に小学校のいちばん上の欄に、この期間に見学または学校行事に参加したという方が平成14年度は38.2%だったものが、平成16年度は51.6%で、この3年間で増加傾向にあることが窺えます。

8ページで「学校を選ぶ際の基準として、どのような情報が必要と考えますか」という問いに対して、小・中ともに「教育活動の内容」というのが多くなっていますが、中ほどに「部活動の様子」というものもあります。これについては、中学校では210ということで、教育活動の内容に次いで高くなっている一方で、小学校では低いことがわかります。3段下に「卒業生の進路状況」がありますが、これについても中学校が高い一方で、小学校では低い状況があります。

最後に、学校希望制度の本区の基本的なものとして、隣接校方式というものがあります。これを今後どのように考えるかについて伺いました。この2年間、中学校において隣接校方式の枠を広げるべきだという意見が増えてきたところですが、平成16年度においては、中学校で前回伸びた隣接校よりも、学校希望制度から幅を広げるほうが良いという意見は前回より減少しました。ある意味では、現状の隣接校のままが良いのではないかという意見が多数を占めていると言えます。保護者へのアンケート結果については以上です。もう一つ、自由意見の資料がありますが、これについては後ほどご覧いただければと思います。

今後の取組みですが、アンケート結果を踏まえて必要な部署の見直しを1、2カ月程度の中で検討し、7月ぐらいに来年度の実施内容を固め、平成17年度に向けての取組みをしていきたいと考えております。そのような中で、今日はアンケート結果の報告をさせていただき、改めて今後の取組みについても固めて、報告していきたいと考えているところです。

委員長 最初に、「平成16年度児童・生徒数、学級数調査について」、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

大蔵委員 児童・生徒数、学級数調査のいちばん右側の通級数というのは何ですか。

学務課長 心身障害学級のうち、今日の午前中にご覧いただいた固定学級ではなく、1週間のうちに1日とか2日通うものです。

委員長 次に、「平成16年度南伊豆健康学園の入園児童数について」、ご意見、ご質問があればお願いいたします。よろしいですか。3点目の「学校希望制度に関するアンケートについて」、ご意見、ご質問をお願いいたします。

安本委員 小学校もそうですが、特に中学校の場合、ある中学校において希望が増えたということがあり、その理由として、アンケートでは「自宅からの距離、通学の安全」がトップになっています。学校を希望する数が増えたということは、その学校の特色ある学校づくりなどが功を奏したと考えられているのでしょうか。それとも、「自宅からの距離、通学の安全」ということがトップだということは、単純に近い所だからこちらに行こうかぐらいと分析していらっしゃるのでしょうか。

学務課長 保護者アンケートの3ページのご指摘かと思いますが、これを見る限りで申し上げれば、学校の教育活動の内容などよりも、通学上の安全の問題、友人関係といったものを優先し、希望制度によって申請をしたというのが、アンケート結果からは多いということです。

宮坂委員 学校長アンケート集計の2ページ目、「どちらかという批判的」というのが57%と割合と数が多いのですが、理由は何かわかりますか。

学務課長 学校希望制度の目的である魅力ある学校づくり、特色ある学校づくり、開かれた学校づくりといったことについて、どのようにそれを受け止めているか。一方で、現実的な状況といったことを踏まえた中で、これは校長に教員の様子を尋ねた結果ですが、校長の目としては、どちらかという批判的に捉えているというように見えるということだと思います。

宮坂委員 校長先生個人の意見というより、校長先生が自分の学校の教員の空気としては批判的だと答えたというのですか。

学務課長 後者です。このアンケートについて、教員に聞いたとかそのようなことではなくて、校長が日々やっている中で教員の様子をどう感じ取っているかに対する答えです。

大藏委員 5ページ目の「」について、今後の貴校への影響等、どのように受け止めていますか」というこの質問は、校長に聞いているのですね。先ほど説明があったように、学期制、移動教室、学力テスト等の特色が顕著になれば、どの学校も増加に転じるだろうというのはおかしいではありませんか。

学務課長 これはお答えいただいたものをそのまま載せたので、このようになっていますが、現実的にはお子さんの全体のパイが決まっているので、そのような中で、減っている所も努力すれば部分的には増えるのではないかと、ということではないかと思えます。

安本委員 保護者アンケートで、中学校での部活動の様子というのがとても低いことに驚きました。もう少し多いかなと思ったのですが。子どもに聞くと、クラブ活動によって学校を選んだということをよく聞きます。参考までに伺いますが、これは親に聞くとこのような結果になるのですか。

学務課長 この結果からはそうですが、ちょっと確認いたします。もしかすると、資料に表を逆に載せている可能性もありますので確認させます。

安本委員 そうなると、これだけが逆ですか。他も逆なのではないかと思うのですが。

宮坂委員 常識的に考えれば、通学が自宅から近いほうがいいというのは、小学校のほうがそのように受け取りそうです。

学務課長 資料をもう一度確認させていただき、もし、間違っているようなことがありましたら、今日のもは引き上げさせていただき、再度配り直しをしたいと思います。

委員長 それでは資料の確認をお願いいたします。他になければ、4番目に移ります。「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認」についてと、「青少年委員委嘱について」を、社会教育スポーツ課長より説明をお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認」についての報告をいたしますので表をご覧ください。平成16年3月分、社会教育スポーツ課が定例45件、新規2件で、社会教育センター分が定例3件となっています。3月分の合計は50件です。定例・新規別では定例48件、新規2件。共催・後援別では共催5件、後援45件となります。累計欄の(当月まで)が平成15年度の累計で、486件です。前年度と比べ、45件の増となります。

社会教育スポーツ課で受けた3月分の新規について説明いたします。1は新規・後援、「筑紫会」が行う日本舞踊の発表会です。母子世帯、障害者を招待するもので、それについて後援をしたものです。会場は勤労福祉会館ホールとなっております。2は区民生活部文化・交流課が行う後援事業で、「杉並区・日本フィル友好提携10周年記念事業」で、会場は区役所ロビー、セッション等の区内会場で行う10周年記念事業です。こちらのほうは今年度10事業の開催を予定しております。共催・後援については以上です。

青少年委員の委嘱についてですが、青少年委員については任期満了に伴い、新たに平成16年、17年度の青少年委員を、先日教育長より委嘱させていただきました。今回の委嘱委員ですが、前期までは47名の定員で行っておりました。小学校のほうで2人ずつ出していたところが2校あったのですが、今回は1名ずつとし、45名のところを、現在までに41名の推薦をいただき、委嘱したという状況です。新任の方が28名、継続の方が13名で、4校の担当については引き続き、育成会からの推薦をお願いしているところです。説明は以上です。

委員長 「教育委員会共催・後援名義使用承認」について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 委員長。申し訳ありませんが、訂正がございます。共催・後援の一覧にそれぞれ内訳が書いてあり、いちばん上に平成15年3月分と印刷してありますが、これは平成16年3月の間違いですので訂正をお願いいたします。すべての表の上の余白にある平成15年3月は平成16年3月と訂正してください。

委員長 青少年委員の委嘱について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。なければ、最後に中央図書館次長から、「杉並区立図書館の特別整理に伴う臨時休館について」説明をお願いいたします。

中央図書館次長 平成 16 年度杉並区立図書館の特別整理期間に伴う臨時休館について報告いたします。いちばん最後の資料になりますが、図書館では毎年 1 回、区民の方へ正確な図書資料を提供するために、資料全般の蔵書点検作業を行っております。今年度も各地域図書館において、資料標記の期間に蔵書点検のための臨時休館をさせていただきます。阿佐谷図書館から南荻窪図書館まで、5 月の連休から 7 月の夏休み前までの間、各館でそれぞれ 4 日間程度休館を予定しております。区民の皆様への周知は、広報、チラシ、ホームページ、ポスター等で行い、ご理解を得ていきたいと考えております。なお、中央図書館については、別途実施する予定で、決まり次第報告させていただきたいと思っております。

委員長 ご質問等があればお願いいたします。ないようですので、以上で報告事項の聴取を終わらせていただきます。ありがとうございました。予定されました日程はすべて終了いたしました。

学務課長 先ほどの学校希望制度に関する保護者アンケート結果の資料の件ですが、3 ページ目のどのような基準から希望した学校を選んだかについての表で、真ん中にある棒グラフが小学校と中学校で完全に入れ替わっておりました。大変申し訳ございませんでした。下に表がありますが、これについては正しいものでした。棒グラフを小学校と中学校で入れ替えて載せてしまいましたので、この部分については、後で資料の差替えをさせていただきたいと思えます。申し訳ありませんでした。

委員長 傍聴の方の資料も差し替えていただければと思います。日程やその他で何かあればお願いいたします。

庶務課長 次回の定例会は、4 月 28 日（水）午後 2 時から開催いたしますので、よろしくお願いたします。

委員長 本日はどうもありがとうございました。